



## ラオスにおける外貨預金に関する一部改正について

2025年4月11日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

### 1. 背景

ラオス中央銀行（以下、「中銀」）は、2025年2月19日付で「ラオスにおける外貨預金管理における中央銀行総裁合意（No155）（以下、「合意」）」を発行し、個人の外貨預金口座に関しても規制を強化しました。



この合意が発行されてから2か月しか経過していませんが、中銀は第10条の送金（振込）に関して、より現実的な額へと規制を緩和する改正を行いました。以下、改正点を解説いたします。

### 2. 合意第10条の改正について

#### （1）送金額に関する改正点

銀行の送金手数料が下がり、送金手数料に関する規定が追加されました。また、名義が異なる外貨口座間での送金について、送金目的の明示だけで送金できる額が、個人口座の場合は、1,000米ドル未満から10,000米ドル未満へ引き上げられました。法人口座についても、同じく、10,000米ドルから100,000米ドルへ引き上げられました。改正前の額は、あまりにも設定額が低すぎたことによる改正と推察します。

口座名義	口座種類	改正前	改正後
同じ名義人の外貨口座間	個人/法人	各商業銀行の定める手数料を支払い、額に制限なく送金することが可能	改正無し
名義人が異なる外貨口座間	個人/法人	送金元の商業銀行の手数料は取引額の0.5%とする。但し、1米ドル（又は相当額）以上50米ドル（又は相当額）未満とし、下記の条件を前提とします。	送金元の商業銀行の手数料は取引額の0.3%とする。但し、1米ドル（又は相当額）以上30米ドル（又は相当額）未満とし、下記の条件を前提とします。
	個人口座	・1日あたり1,000米ドル	・1日あたり10,000米ドル

		<p>(又は相当額) 未満の送金の場合は、送金目的を明示すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日あたり 1,000 米ドル (又は相当額) 以上の送金の場合は、送金目的を明示し、関係書類を別添すること</li> </ul>	<p>(又は相当額) 未満の送金の場合は、送金目的を明示すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日あたり <b>10,000 米ドル (又は相当額)</b> 以上の送金の場合は、送金目的を明示し、関係書類を別添すること</li> </ul>
	法人口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日あたり 10,000 米ドル (又は相当額) 未満の送金の場合、目的を明示すること</li> <li>・ 1日あたり 10,000 米ドル (又は相当額) 以上の送金の場合は、送金目的を明示し、関係書類を別添すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日あたり <b>100,000 米ドル (又は相当額)</b> 未満の送金の場合、目的を明示すること</li> <li>・ 1日あたり <b>100,000 米ドル (又は相当額)</b> 以上の送金の場合は、送金目的を明示し、関係書類を別添すること</li> </ul>

## (2) 送金手数料に関する追加規程

外貨口座間の送金手数料に関して、合意第 10 条に以下の規程が追加されました。

外貨口座間の送金手数料は、以下の場合は商業銀行の規定に従う

- ①同じ名義の外貨口座間の送金
- ②商業銀行とその顧客間の銀行業務の内の送金、例えばローンの提供や返済、預金やローンに対する利息の支払い、手数料・サービス料の支払いなど
- ③中銀、証券市場、証券会社に関する売買、利息の支払い、手数料・サービス料支払いにかかる送金
- ④政府への納税・支払い
- ⑤非銀行金融機関の決済サービス業者と銀行の顧客間の送金
- ⑥外国為替管理局が定める送金

以上

## 〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

---

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

[yuto.yabumoto@oneasia.legal](mailto:yuto.yabumoto@oneasia.legal) (藪本 雄登)

[satomi.uchino@oneasia.legal](mailto:satomi.uchino@oneasia.legal) (内野 里美)

 藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。

 内野 里美 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。